

(令和7年3月31日現在)

(単位：円)

※貸借対照表注記

- 1

行政コスト計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

【法人単位】

(単位：円)

I 損益計算書上の費用

資金調達費用	133,752,233,353	
保険引受費用	76,935,815,731	
役務取引等費用	33,459,605,371	
その他業務費用	4,154,120,574	
営業経費	36,902,571,827	
その他経常費用	16,463,065,563	
有形固定資産処分損	116,885,557	
損益計算書上の費用合計		301,784,297,976

II その他行政コスト

その他行政コスト合計	0
------------	---

III 行政コスト

※ 行政コスト計算書注記

1. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	301,784,297,976
自己収入等	△ 422,162,730,088
法人税等及び国庫納付額	△ 10,724,356
機会費用	10,288,694,596
独立行政法人の業務運営に関して 国民の負担に帰せられるコスト	△ 110,100,461,872

2. 機会費用の計上方法

- (1) 政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用については、10年利付国債の令和7年3月末時点の利回りを参考に1.485%で計算しています。
- (2) 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用については、当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支払基準等を参考に計算しています。

損 益 計 算 書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

【法人単位】

(単位：円)

科 目	金 額
経常収益	459,507,276,026
資金運用収益	358,239,838,143
買取債権利息	238,203,743,311
貸付金利息	113,473,991,690
求償債権損害金等	123,901,320
年金譲受債権利息	532,711,913
有価証券利息配当金	5,452,348,044
買現先利息	22,928,270
預け金利息	430,213,595
保険引受収益	57,735,036,507
正味収入保険料	7,323,527,917
責任準備金戻入額	2,416,324,321
団信特約料	26,816,954,894
団信受取保険金	1,349,581,256
団信配当金	19,828,648,119
役務取引等収益	435,354,768
保証料	179,594,305
その他の役務収益	255,760,463
補助金等収益 (注)	38,110,645,213
住宅金融円滑化緊急対策費補助金収益	3,673,321,170
優良住宅整備促進事業等補助金収益 (注)	31,142,401,433
災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益 (注)	3,274,845,856
住宅市場整備推進等事業費補助金収益 (注)	13,890,000
地方公共団体補助金等収益 (注)	6,186,754
その他業務収益	31,749,678
委託解除手数料	31,749,678
その他経常収益	4,954,651,717
保証料返還引当金戻入額	73,123,300
償却債権取立益	4,602,099,523
金銭の信託運用益	23,113,696
その他の経常収益	256,315,198
経常費用	301,667,412,419
資金調達費用	133,752,233,353
借入金利息	2,848,507,110
債券利息	130,619,724,840
その他の支払利息	284,001,403
保険引受費用	76,935,815,731
正味支払保険金	3,210,494,110
正味保険料支払調整金	1,959,510,795
支払備金繰入額	4,152,797
団信支払保険料	70,330,123,176
団信弁済金	1,431,534,853
役務取引等費用	33,459,605,371
役務費用	33,459,605,371
その他業務費用	4,154,120,574
債券発行費償却	3,473,601,194
金融派生商品費用	680,519,380
営業経費	36,902,571,827
営業経費	36,902,571,827
その他経常費用	16,463,065,563
貸倒引当金繰入額	15,379,668,655
その他の経常費用	1,083,396,908
経常利益	157,839,863,607
特別利益	766,099,275
有形固定資産処分益	766,099,275
特別損失	116,885,557
有形固定資産処分損	116,885,557
当期純利益	158,489,077,325
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (注)	1,075,198,141
当期総利益	159,564,275,466

※損益計算書注記

(注) は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純資産変動計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

【法人単位】

(単位：円)

	Ⅰ 資本金		Ⅱ 資本剰余金			Ⅲ 利益剰余金	Ⅳ 評価・換算差額等		純資産合計
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額	資本剰余金合計	利益剰余金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
			国庫納付差額	除売却差額相当累計額（-）					
当期首残高	692,095,420,000	692,095,420,000	△ 3,481,271,248	3,862,542,399	381,271,151	2,019,267,981,568	△ 299,836,848	△ 299,836,848	2,711,444,835,871
Ⅰ 資本金の当期変動額	2,863,000,000	2,863,000,000							2,863,000,000
出資金の受入	2,863,000,000	2,863,000,000							2,863,000,000
Ⅱ 資本剰余金の当期変動額									
Ⅲ 利益剰余金の当期変動額（純額）						147,889,077,325			147,889,077,325
Ⅳ 評価・換算差額等の当期変動額（純額）							71,241,534	71,241,534	71,241,534
当期変動額合計	2,863,000,000	2,863,000,000	-	-	-	147,889,077,325	71,241,534	71,241,534	150,823,318,859
当期末残高	694,958,420,000	694,958,420,000	△ 3,481,271,248	3,862,542,399	381,271,151	2,167,157,058,893	△ 228,595,314	△ 228,595,314	2,862,268,154,730

キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

【法人単位】

(単位：円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	買取債権の取得による支出	△ 776,050,990,000
	貸付けによる支出	△ 87,650,760,000
	人件費支出	△ 11,392,242,859
	保険金支出	△ 3,210,494,110
	団信保険料支出	△ 70,396,284,461
	団信弁済金支出	△ 1,440,932,233
	その他業務支出	△ 56,734,834,208
	買取債権の回収による収入	1,190,047,204,842
	貸付金の回収による収入	557,394,408,099
	買取債権利息の受取額	238,875,921,875
	貸付金利息の受取額	114,900,436,862
	保険料収入	7,308,820,416
	団信特約料収入	25,246,562,578
	団信保険金収入	1,394,818,270
	団信配当金の受取額	19,230,343,178
	その他業務収入	9,761,401,680
	国庫補助金収入	22,649,890,000
	国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 3,068,003,311
	地方公共団体補助金等収入	6,186,754
	小計	1,176,871,453,372
	利息及び配当金の受取額	4,994,527,440
	利息の支払額	△ 133,514,074,096
	国庫納付金の支払額	△ 10,600,000,000
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,037,751,906,716
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有価証券（債券）の取得による支出	△ 108,161,572,000
	有価証券（債券）の償還による収入	43,739,450,000
	有価証券（譲渡性預金）の純増減額（減少：△）	△ 118,163,000,000
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,609,145,174
	有形固定資産の売却による収入	1,161,500,000
	無形固定資産の取得による支出	△ 11,460,780,430
	定期預金の預入による支出	△ 319,400,000,000
	定期預金の払出による収入	142,000,000,000
	買現先の純増減額（減少：△）	△ 99,933,000,000
	金銭の信託（単独運用指定金銭信託）の増加による支出	△ 41,189,138,346
	金銭の信託（単独運用指定金銭信託）の減少による収入	10,826,105,315
	金銭の信託（合同運用指定金銭信託）の純増減額（減少：△）	130,000,000,000
	その他支出	△ 342,540
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 372,189,923,175
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	民間長期借入金の借入れによる収入	14,530,000,000
	民間長期借入金の返済による支出	△ 114,600,000,000
	債券の発行による収入（発行費用控除後）	974,935,276,890
	債券の償還による支出	△ 1,642,951,996,000
	財政融資資金借入金の借入れによる収入	3,920,000,000
	財政融資資金借入金の返済による支出	△ 36,479,293,000
	リース債務の支払いによる支出	△ 146,488,998
	政府出資金収入	2,863,000,000
	不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 10,724,356
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 797,940,225,464
IV	資金減少額	△ 132,378,241,923
V	資金期首残高	481,856,612,953
VI	資金期末残高	349,478,371,030

重要な会計方針（法人単位）

1 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物：2～50年 その他の有形固定資産：2～39年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいています。また、その他の無形固定資産については利用可能期間（10年）に基づいています。

2 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

買取債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しています。

破綻先 ： 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先： 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先： 経営破綻の状況にはないものの、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先 ： 元本返済若しくは利息支払が事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者、継続的な返済を支援するため元金の一部繰延べ、延滞元金若しくは延滞利息との繰延べなどの貸出条件の変更を行った債務者、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。なお、要注意先のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権（3か月以上6か月未満延滞債権及び貸出条件緩和債権）である債務者を要管理先とし、要注意先を、要管理先と要管理先以外の要注意先に分けて管理しています。

正常先 ： 業況が良好であり、かつ、財務内容に特段の問題がないなど債務の履行に問題がないと認められる債務者

ア 破綻先及び実質破綻先に係る債権については、個々の債権ごとに担保等による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

イ 破綻懸念先に係る債権については、個々の債権ごとに担保等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

ウ 要管理先及び要管理先以外の要注意先に係る債権のうち、債権元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てています。

エ 上記以外の債権については、ポートフォリオの特性に応じて、個人向けの債権とそ

れ以外の債権にグルーピングを行ったうえで、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

(2) 賞与引当金

役員及び職員に対して支給する賞与に充てるため、翌期賞与支給見込額のうち当期対応分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

(4) 保証料返還引当金

財形住宅資金貸付勘定及び既往債権管理勘定に属する貸付け並びに住宅資金貸付等勘定に属する注記事項の 1 (2) の年金譲受債権に係る貸付けを受けた者がその債務の保証を独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）附則第 6 条第 1 項に規定する財団法人公庫住宅融資保証協会に委託したときに支払った保証料のうち、未経過期間に対応するものの返還に必要な費用に充てるため、返還見込額を計上しています。

3 責任準備金の計上基準

住宅融資保険法（昭和 30 年法律第 63 号）第 3 条に規定する保険関係及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 20 条第 2 項に規定する保険関係に基づく将来における債務の履行に備えるため、独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令（平成 19 年財務省・国土交通省令第 1 号。以下「省令」といいます。）第 13 条の規定により主務大臣が定める方法（独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令第 13 条の規定に基づき主務大臣が定める算定の方法について（平成 27 年財政第 245 号・国住民支第 30 号））に基づき算定した金額を計上しています。

4 有価証券の評価基準及び評価方法（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含みます。）

(1) 満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっています。

(2) その他有価証券

時価法によっています。

5 金利スワップ取引の処理方法

(1) 証券化支援勘定における金利スワップ取引

債権譲受けに要する資金を調達するために発行する住宅金融支援機構債券に係るパイプラインリスクのヘッジを目的として行う金利スワップ取引の損益は、省令第 12 条の規定により主務大臣が指定する方法（独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令第 12 条の規定に基づき主務大臣が指定する方法について（平成 19 年財政第 174 号・国住資第 122 号））による金額を繰延金融派生商品利益及び繰延金融派生商品損失として計上しています。

(2) 住宅資金貸付等勘定における金利スワップ取引

賃貸住宅建設資金の貸付けに要する資金を調達するために発行する住宅金融支援機構債券に係るパイプラインリスクのヘッジを目的として行う金利スワップ取引の会計については、繰延ヘッジ処理を採用しています。

また、ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段の変動額等を基礎にして評価しています。

6 収益及び費用の計上基準

当機構の顧客との契約から生じる収益は、主に機構団信又は 3 大疾病付機構団信による債務弁済充当契約に基づく団信特約料であり、所定の事由に該当した場合に顧客の住宅ローンの債務弁済を行う義務を負うことの対価として受領しています。団信特約料については、契約期間中、時の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しています。

なお、これらの対価の額には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれていません。

7 債券発行差額の償却方法

債券の償還期限までの期間で均等償却しています。

8 リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

9 消費税等の会計処理

税込方式によっています。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、「貸倒引当金」です。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 139,974,933,271 円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情

報

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針 2 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載のとおりであり、計上にあたって、以下のような主要な仮定を用いています。

- ・ 債務者の財務内容や延滞の状況等に基づく債務者区分の判定における貸出先の将来見込み
- ・ 担保評価に基づく処分可能見込額
- ・ 予想損失率の算定に際して、過去実績に基づく損失率に加える必要な修正において考慮する過去実績の趨勢等を踏まえた将来見込み

これらの仮定は、将来の経済状況の変化等により影響を受ける可能性があり、仮定と将来の事象等に重要な差異が生じた場合には、翌事業年度において貸倒引当金は増減する可能性があります。

注記事項（法人単位）

1 貸借対照表関係

(1) 担保資産

貸付債権担保債券の担保に供するため、買取債権及び貸付金を信託しています。

（単位：円）

	担保に供している資産		担保に係る債務	
	科目	金額	科目	金額
証券化支援勘定	買取債権	17,055,271,848,932	貸付債権担保債券	13,697,318,696,706
住宅資金貸付等勘定	貸付金	601,564,847	貸付債権担保債券	965,894,294
既往債権管理勘定	貸付金	159,420,492,487	貸付債権担保債券	162,136,400,000
計		17,215,293,906,266		13,860,420,991,000

(2) 年金譲受債権

独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）附則第7条第1項第3号の規定により、独立行政法人福祉医療機構から譲り受けた債権の残高を整理しています。

(3) 繰延金融派生商品利益及び繰延金融派生商品損失

独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令（平成19年財務省・国土交通省令第1号）第12条に規定する金利スワップ取引の損益の繰延べを整理しています。

2 キャッシュ・フロー計算書関係

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金預け金 : 526,878,371,030円

定期預金 : △177,400,000,000円

資金期末残高 : 349,478,371,030円

(2) 重要な非資金取引

重要な非資金取引として、ファイナンス・リース取引があります。令和6年度中に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ43,725,462円です。

3 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けています。当機構の企業年金基金制度は複数事業主制度ですが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しています。

企業年金基金制度（積立型制度）では、役職員の報酬・給与と勤務期間に基づいた年金を支給しています。退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、役職員の報酬・給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、役員分については簡便法、職員分については原則法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	22,871,412,008	円
勤務費用	705,474,300	
利息費用	137,074,569	
数理計算上の差異の当期発生額	△ 2,545,150,507	
退職給付の支払額	△ 1,307,207,797	
過去勤務費用の当期発生額	0	
制度加入者からの拠出額	0	
期末における退職給付債務	<u>19,861,602,573</u>	

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	11,738,035,037	円
期待運用収益	211,284,631	
数理計算上の差異の当期発生額	△ 185,484,285	
事業主からの拠出額	353,812,370	
退職給付の支払額	△ 525,221,197	
制度加入者からの拠出額	0	
期末における年金資産	<u>11,592,426,556</u>	

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	10,498,139,419	円
年金資産	<u>△ 11,592,426,556</u>	
積立型制度の未積立退職給付債務	△ 1,094,287,137	
非積立型制度の未積立退職給付債務	<u>9,363,463,154</u>	
小計	8,269,176,017	
未認識数理計算上の差異	2,622,011,171	
未認識過去勤務費用	<u>△ 402,180,401</u>	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>10,489,006,787</u>	
退職給付引当金	10,489,006,787	
前払年金費用	0	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>10,489,006,787</u>	

④退職給付に関連する損益

勤務費用	705,474,300	円
利息費用	137,074,569	
期待運用収益	△ 211,284,631	
数理計算上の差異の当期費用処理額	256,501,635	
過去勤務費用の当期費用処理額	66,289,301	
臨時に支払った割増退職金	0	
合計	<u>954,055,174</u>	

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	61%
株式	28%
一般勘定	11%
現金及び預金	1%
合計	<u>100%</u>

※小数点以下第1位を四捨五入しているため合計が100%になりません。

⑥長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.8%
長期期待運用収益率	1.8%

(注)役員分の退職一時金を簡便法で会計処理した金額を含みます。

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は45,151,468円です。

4 固定資産の減損関係

減損を認識した資産

次表の支店事務所については、建物・設備の老朽化等により、使用を取りやめ、処分を計画していることから、当期において減損を認識しています。

ただし、不動産鑑定評価額により測定した正味売却価額が帳簿価額を上回っているため、減損額の計上はありません。

<支店事務所>

(単位:円)

	機構 支店名	所在地	帳簿価額			減損額	
			建物等	土地	計	建物等	土地
1	近畿	大阪市中央区	323,029,341	464,000,000	787,029,341	0	0
2	中国	広島市中区	73,174,597	551,000,000	624,174,597	0	0
合計			396,203,938	1,015,000,000	1,411,203,938	0	0

5 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

ア 金融商品に対する取組方針

当機構は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務や、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務等を実施しています。これらの業務を実施するため、財投機関債等の発行並びに金融機関及び財政融資資金からの借入れにより資金を調達しています。

イ 金融商品の内容及びそのリスク

当機構が保有する金融資産は、主として国内の個人に対する債権であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。当該債権の多くは長期固定の住宅ローン債権であり、期限前償還リスク、再調達・再運用リスク、パイプラインリスク等の市場リスクに晒されています。また、有価証券は主に債券を満期保有目的で保有しており、これらは発行体の信用リスク（運用先等信用リスク）及び市場リスクに晒されています。

当機構の調達手段である財投機関債等及び借入金は、一定の市場環境の下で調達できなくなる場合等の流動性リスクに晒されています。

ウ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) リスク管理への取組

当機構では、組織的かつ横断的なリスク管理体制を整備するため、リスク管理を統括する役員・部署を定めるとともに、リスクを定性面・定量面から適切に管理するために、各リスクの管理を担当する役員・部署を定め、委員会を設置する等必要な体制の整備に取り組んでいます。具体的には、信用リスク、保証リスク及び保険引受リスクの管理については信用リスク管理委員会を、市場リスク、運用先等信用リスク及び流動性リスクの管理についてはALMリスク管理委員会を設置しています。これら各委員会では、各リスクの状況をモニタリングするとともに、各リスクの管理に関する企画・立案等について審議しています。

また、各リスクを統合的な観点から管理するために、統合的なリスク管理を担当する役員・部署を定め、各リスクの計量結果や管理状況等を全体として把握・評価し、定期的に役員会に報告しています。統合的リスク管理の取組として、ストレスシナリオを考慮した中長期的な生涯収益シミュレーションにより信用リスク量及び市場リスク量を計測し、機構の経営として許容できる範囲内にリスクを制御できているか確認しています。

当機構では、リスク管理基本規程を策定し、リスク管理の目的、各リスクの特定・定義、管理体制・手法、管理の実施状況の監査等、基本的な体系を定めています。各リスクの具体的な管理手法等については、信用リスク管理規程等のリスク管理に関する諸規程で定めています。これらに基づき、住宅ローン等の事業の特性を踏まえたリスク管理を実施するとともに、機構の業務・特性を踏まえ各リスクを総体的に把握・評価することによる統合的な観点からのリスク管理を行っています。

(イ) 信用リスク管理

当機構では、信用リスクの管理を担当する部署は営業部門から独立性を確保し、買取審査、与信審査、機構保有債権の管理及び回収並びに自己査定を適切に実施する体制を整備しています。また、信用リスクの把握及び管理を的確に実施するため、機構保有債権をリスク・プロファイルに応じて区分し、この区分ごとにポートフォリオに含まれる債権の属性分析、将来に発生しうる損失額の計測、信用リスクに対応するためのコスト算定等を行っています。

(ロ) 市場リスク管理

当機構では、市場部門から独立したリスク管理部門を設置し、期限前償還リスク、再調達・再運用リスク及びパイプラインリスクを適切に管理する体制を整備しています。期限前償還リスクについては、期限前償還モデルにより期限前償還額を推計するとともに、住宅ローンの証券化、多様な年限による債券発行等を組み合わせて資金を調達することにより管理を行っています。また、再調達・再運用リスクについては、将来の金利変動を加味した資産・負債のキャッシュ・フローを推計し、当該キャッシュ・フローにより発生する期間損益を計測するとともに、デュレーション等のリスク指標の定期的なモニタリングを実施することにより管理を行っています。

なお、パイプラインリスクについては、必要に応じてヘッジ目的の金利スワップ取引を行うこと等により管理を行っています。

(ハ) 運用先等信用リスク管理

当機構では、運用等の実施部門から独立したリスク管理部門が運用先等信用リスクの管理指標を制定し、モニタリングを実施しています。モニタリングの実施に当たり、保有債券の発行体、金利スワップ取引の取引先金融機関等の信用リスク管理方法を定めています。

(ニ) 流動性リスク管理

当機構では、資金繰り管理部門から独立したリスク管理部門が流動性資産等の資

金繰りに係る管理指標を制定し、モニタリングを実施しています。また、緊急時の借入枠を設定するなどの調達手段を確保しており、資金繰りの逼迫度に応じた管理区分を設定の上、管理区分に応じた対応を定めています。

エ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合の合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件によった場合には当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における主な金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次表のとおりです。なお、現金は注記を省略しており、預け金、代理店預託金、買現先勘定、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）及び譲渡性預金は短期間で決済されるものが大半を占め、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しています。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 金銭の信託（単独運用指定金銭信託）	79,600,618,198	78,714,546,472	△ 886,071,726
② 有価証券 満期保有目的の債券	453,296,209,904	447,462,931,000	△ 5,833,278,904
③ 買取債権 貸倒引当金（注）	18,104,739,903,992 △ 74,976,291,317		
	18,029,763,612,675	18,412,675,347,651	382,911,734,976
④ 貸付金 貸倒引当金（注）	3,896,574,626,692 △ 60,161,514,350		
	3,836,413,112,342	3,969,767,207,338	133,354,094,996
⑤ 求償債権（注）	825,880,698	825,880,698	0
⑥ 年金譲受債権（注）	13,866,549,852	14,705,889,396	839,339,544
資産計	22,413,765,983,669	22,924,151,802,555	510,385,818,886
⑦ 借入金	608,191,823,000	589,342,518,334	△ 18,849,304,666
⑧ 債券 債券発行差額	20,137,233,491,000 138,729,150	18,602,305,472,824 138,729,150	△ 1,534,928,018,176 0
	20,137,372,220,150	18,602,444,201,974	△ 1,534,928,018,176
負債計	20,745,564,043,150	19,191,786,720,308	△ 1,553,777,322,842

（注）買取債権及び貸付金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金等を控除しています。なお、求償債権及び年金譲受債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しています。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
① 金銭の信託（単独運用指定金銭信託）	0	0	78,714,546,472	78,714,546,472
② 有価証券				
満期保有目的の債券	104,037,549,000	343,425,382,000	0	447,462,931,000
③ 買取債権	0	0	18,412,675,347,651	18,412,675,347,651
④ 貸付金	0	0	3,969,767,207,338	3,969,767,207,338
⑤ 求償債権	0	0	825,880,698	825,880,698
⑥ 年金譲受債権	0	0	14,705,889,396	14,705,889,396
資産計	104,037,549,000	343,425,382,000	22,476,688,871,555	22,924,151,802,555
⑦ 借入金	0	212,481,227,936	376,861,290,398	589,342,518,334
⑧ 債券	0	17,444,893,863,978	1,157,411,608,846	18,602,305,472,824
債券発行差額	0	193,281,062	△ 54,551,912	138,729,150
負債計	0	17,657,568,372,976	1,534,218,347,332	19,191,786,720,308

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

① 金銭の信託（単独運用指定金銭信託）

取引金融機関から提示された価格を時価としており、レベル3の時価に分類しています。

② 有価証券

国債、地方債、政府保証債及び社債は、業界団体が公表する取引価格等の相場価格によっています。国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。一方で、地方債、政府保証債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しています。

③ 買取債権

買取債権の種類、債務者区分及び期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、同様の新規買取を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該金額を時価としています。

時価に対して観察できないインプットによる影響が重要な場合となるため、その時価をレベル3に分類しています。

④ 貸付金

貸付金の種類、債務者区分及び期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該金額を時価としています。

時価に対して観察できないインプットによる影響が重要な場合となるため、その時価をレベル3に分類しています。

⑤ 求償債権

担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該金額を時価としています。

時価に対して観察できないインプットによる影響が重要な場合となるため、その時価をレベル3に分類しています。

⑥ 年金譲受債権

債務者区分及び期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該金額を時価としています。

時価に対して観察できないインプットによる影響が重要な場合となるため、その時価をレベル3に分類しています。

負債

⑦ 借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響が重要な場合となるため、その時価をレベル3に分類しています。

なお、財政融資資金借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合の財政融資資金貸付金利で割り引いて時価を算定しており、レベル2に分類しています。

また、財形住宅資金貸付勘定の民間借入金については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しています。

⑧ 債券

政府保証債券、貸付債権担保債券及び一般担保債券については、業界団体が公表する取引価格等の相場価格によっています。当機構の発行する債券は、活発な市場における価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しています。

財形住宅債券及び住宅宅地債券については、将来キャッシュ・フローを見積もり、同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響が重要な場合となるため、その時価をレベル3に分類しています。

6 有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券

(単位：円)

区 分	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	77,184,428,582	79,418,146,000	2,233,717,418
	地方債	35,702,674,031	36,573,627,000	870,952,969
	政府保証債	2,599,995,909	2,696,890,000	96,894,091
	社債	16,118,497,827	16,702,091,000	583,593,173
	小計	131,605,596,349	135,390,754,000	3,785,157,651
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	26,037,230,295	24,619,403,000	△ 1,417,827,295
	地方債	176,541,800,752	171,395,815,000	△ 5,145,985,752
	政府保証債	15,582,529,189	15,125,310,000	△ 457,219,189
	社債	103,529,053,319	100,931,649,000	△ 2,597,404,319
	小計	321,690,613,555	312,072,177,000	△ 9,618,436,555
合 計		453,296,209,904	447,462,931,000	△ 5,833,278,904

(2) その他有価証券

(単位：円)

区 分	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	717,163,000,000	717,163,000,000	0

なお、貸借対照表計上額が取得原価を超えるものはありません。

7 収益認識関係

(1) 収益の分解情報

当機構の顧客との契約から生じる収益は、主に機構団信又は3大疾病付機構団信による債務弁済充当契約に基づく団信特約料です。当機構の一定の事業等のまとまりごとの区分における団信特約料は、附属明細書（法人単位）の「14 法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表との関係」に記載のとおりです。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針（法人単位）の「6 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しています。

8 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

9 重要な後発事象

該当事項はありません。

10 不要財産に係る国庫納付等

(1) 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

(単位：円)

種類	帳簿価額	国庫納付等の額	国庫納付等が行われた年月日	減資額
現預金	10,724,356	10,724,356	令和6年7月10日	0
計	10,724,356	10,724,356	—	0

(2) 不要財産となった理由

令和5年度までに措置された政府出資金等について、当該財産については今後見込まれる事業量のもとでは業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたためです。

(3) 国庫納付等の方法

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の2第1項の規定に基づき、国庫納付を行いました。